

週休2日工事試行要領

制 定 令和6年3月14日

改 定 令和6年5月1日

1. 週休2日工事の目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要である。また、令和6年4月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向け、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。

本要領は、月単位での週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、現場閉所等の状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むにあたり必要な事項を定めたものである。

2. 対象工事及び発注方式

雲仙市が発注する全ての建設工事^{※1}を対象に、発注者が週休2日工事の対象工事として発注し、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」により発注することを原則とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- ① 災害復旧工事^{※2}のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）
- ② 現場での実作業期間が4週間未満であることが想定される工事
- ③ 発注部局の長が対象工事に適さないと判断する工事

※1 用地買収、関係機関協議、他工事との調整等の工程に影響する事項がある場合は、これらを条件明示した上で対象工事として発注し、受注者の責に寄らず条件に変更が発生した場合は適切に工期の変更を行う。

※2 災害復旧工事のうち、災害査定後に実施される本復旧工事は、本要領の対象工事とする。

3. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所等（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態）を行ったと認められる状態であることを基本とし、少なくとも4週6休以上の水準に達する状態をいう。

土日の現場閉所など1週間当たり2日の休日を必ず確保するというではないが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(2) 対象期間

工期のうち、工事着手日から工事完成通知日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を言う。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

また、現場閉所日には、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は原則として休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を言う。

また、現場休息日には、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

(5) 現場閉所等率

対象期間における現場閉所等日数の割合は、現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数で算定する。現場閉所等率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

また、降雨・降雪等*による予定外の閉所（休息）日についても、対象工事の元請技術者等が休暇となった場合に限り現場閉所等日数に含むものとする。

*降雨・降雪等：災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合なども含むものとする。

(6) 工事着手日

当該工事の施工にあたり必要となる準備作業（着工前測量、工事看板・現場事務所の設置等）に着手した日を言う。

4. 積算の方法

当初の積算において、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により補正し工事費を積算して予定価格を作成する。ただし、労務費の補正については、下水道工事市場単価、地質調査市場単価については、補正の対象としない。

また、現場閉所（現場休息）状況の確認において、4週8休に満たない場合は、現場閉所等率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により補正し、契約変更（減額）を行うものとする。なお、4週6休に満たない場合は、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。ただし、港湾・漁港請負工事積算基準により積算する工事については、4週8休以上を達成した場合のみ補正係数の対象とする。

5. 実施方法

(1) 発注者は、特記仕様書等において、週休2日に取り組む旨を明示（別紙）したうえで、当初予定価格から4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて発注する。

なお、当初発注時点において、現場閉所等による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書等に明示する。

- (2) 工事契約後、受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書提出前までに工事打合せ簿で監督職員に提出するものとする。また、実施する場合は、「4週8休」「4週7休」「4週6休」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。

なお、受注者が週休2日の取組みを希望しない場合（工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額を減額変更する。

- (3) 受注者は、週休2日を実施する場合、「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を施工計画書に添付し監督職員に提出したうえで、これに基づき施工を行う。また、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した休日（現場閉所・現場休息）取得計画表を監督職員に提出する。
- (4) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所（現場休息）日の前日等、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わない。
- (5) 受注者は、対象期間中「週休2日工事」の対象工事である旨を現場において看板や仮囲い等に掲示すると共に、休日（現場閉所・現場休息）取得実績表により、現場閉所（現場休息）状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告する。
- (6) 発注者は、施工プロセスチェック（工程管理）に基づき、工事記録簿や出勤簿等の資料を求め、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- (7) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所（現場休息）の実施が困難となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書等に対象外とする作業と期間を明示するものとする。
- (8) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合に、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、休日（現場閉所・現場休息）取得計画表等を受注者から受領した際は、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (9) 受注者は、工期末の28日前を目安に、完成通知予定日までの見込みを含む休日（現場閉所・現場休息）取得実績表を作成し、監督職員へ報告する。
- (10) 監督職員は、受注者から提出された休日（現場閉所・現場休息）取得実績表等の資料に基づき、現場閉所等率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所等率に応じた補正係数により工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。

ただし、労働基準法第35条（4週4休）を逸脱してはならない。

また、当初「4週7休」「4週6休」を選択した場合において、4週8休以上を達成したとしても補正は、当初選択したパターンの補正とする。

- (11) 受注者は、対象工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力するものとする。

6. 工期の設定

- (1) 発注者は、週休2日工事を発注するにあたり、適切な工期の設定を行うものとする。また、変更契約を行う場合も同様とする。
- (2) 受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

7. 補正係数

週休2日補正係数は、対象工事に応じ、別表のとおりとする。

附則

本試行要領は、令和6年4月1日以降に起工する建設工事から適用する。

別表（週休2日補正係数）

- （1）土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、治山林道必携（設計積算編）、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算した工事

補正係数区分	補正係数		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

- （2）港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事

補正係数区分	補正係数		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	—	—	1.05
機械経費（賃料）	—	—	1.04
共通仮設費	—	—	1.02
現場管理費	—	—	1.03

- （3）公共建築工事積算基準及び公共建築工事標準単価積算基準を用いて積算した工事

補正係数区分	補正係数		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
複合単価、市場単価、 物価資料に掲載の価格 （材工単価）の労務費	1.01	1.03	1.05

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和2年6月23日付け国営積第4号）を準用する。

(4) 土地改良工事積算基準（土木）を用いて積算した工事

補正係数区分	補正係数		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.05	1.07	1.09

(5) 土木工事市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03

名 称	区 分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

(6) 港湾漁港工事市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数
		4週8休以上
底面工		1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05
	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05

名 称	区分	補正係数
		4週8休以上
伸縮目地工		1.03
係船柱取付工		1.05
防舷材取付工		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工	陸上施工	1.05
	水中施工	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.04
ペトロラタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.05
	水中施工	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.05
異形ブロック製作 型枠工		1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.05

週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日対象工事（受注者希望型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日実施の有無を選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員へ工事打合せ簿により提出するものとする。なお、実施する場合は、休日（現場閉所・現場休息）取得計画表により設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の（1）から（7）によるものとする。

ただし、実施しない場合においても労働基準法第35条を逸脱してはならない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

- （1）週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成通知日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- （2）予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- （3）元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は現場閉所等にあわせて、必ず休日とすること。
- （4）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- （5）4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所等の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所等率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所等率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所等率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合とする。
- （6）対象期間中、工事現場に対象工事であることを看板等により掲示すること。
- （7）工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力すること。
- （8）現場閉所等による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

(参考)

○労働基準法

昭和22年法律第49号

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

第33条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

(休日)

第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。
2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。